

港区版こども誰でも通園制度の試行実施について

在宅子育て家庭の保護者の負担軽減を図るとともに、在宅子育て家庭の子どもに集団生活による様々な体験を提供するため、教育・保育施設を利用していない未就園児を対象とする「みなとこども誰でも通園事業」を開始し、港区版こども誰でも通園制度を試行的に実施します。また、国による「こども誰でも通園制度（仮称）」創設の動きを踏まえ、当該事業により、そのニーズ及び保育現場への効果等を把握します。

1 背景

(1) 在宅子育て家庭へのさらなる支援の必要性

令和4年1月に実施した「港区の就学前児童に対する子育て支援検討に当たってのアンケート調査」では、在宅子育て家庭が、区内の小学校就学前の子どもがいる世帯の約2割を占めており、さらに、在宅子育て家庭のうち、祖父母等の支援を得られていない世帯の割合が、過去の調査結果と比較して増加傾向にあります。

在宅子育て家庭の保護者が抱く孤独感・負担感の軽減は、近年ますます重要な課題となっており、さらなる支援の拡充が必要です。

【参考】在宅子育て家庭の割合（R4.1調査）

施設利用世帯		在宅子育て家庭	
回答数	割合	回答数	割合
4,722	79.3%	1,233	20.7%

このうち、祖父母等の支援を得られていない世帯の割合
33.1%
(参考)H30年度調査：**27.4%**

(2) こども誰でも通園制度（仮称）創設の動き

令和5年12月、国が示した「こども未来戦略」では、在宅子育て家庭の孤立した育児に対する支援の強化策として、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度（仮称）」が、令和8年度から本格的に実施されることが明らかにされています。

国は、本格的な実施に先立ち、「保育所等の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」及び「こども誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業を令和5年度から開始するなど、そのニーズ把握や効果検証及び在宅子育て家庭への支援の強化を進めています。

2 事業概要（予定）

(1) 事業内容

保育が必要であることの認定（子どものための教育・保育給付認定）の有無を問わず、教育・保育施設を利用していない未就園児を対象に、定期的な預かりを行います。

また、集団における子どもの育ちに着目した支援計画を作成し、日々の保育の状況を記録するとともに、保護者に対して定期的な面談などを実施し、子育てに関する助言等を行います。

事業名称	みなとこども誰でも通園事業
利用頻度	週2、3日の定期利用
利用曜日	月～金の中から選択（固定） ※土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
利用時間	午前9時～午後5時の範囲で選択（時間は月単位で固定）
利用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

(2) 対象児童

幼稚園、認可保育園、認定こども園、港区保育室、地域型保育事業、認証保育所、みなと保育サポート（定期利用）、企業主導型保育施設、認可外保育施設に在籍していない、生後4か月から5歳児クラス年齢の乳幼児とします。

【参考】対象児童数(想定)…計2,870人(0～5歳児の合計)

	人口 (R6.1.1)	在宅子育て家庭率(※)	対象児童数 (想定)
0歳児	2,385人	69.6%	1,660人
1歳児	2,344人	26.5%	621人
2歳児	2,385人	17.0%	405人
3歳児	2,513人	2.2%	55人
4歳児	2,536人	2.2%	56人
5歳児	2,593人	2.8%	73人

※在宅子育て家庭率は、「港区の就学前児童に対する子育て支援検討に当たってのアンケート調査（令和4年1月）」の結果を採用。

(3) 実施施設

区立伊皿子坂保育園及び令和5年度末で閉園する南麻布三丁目保育室で実施します。保育形態、利用料等は、実施施設により異なります（詳細は別紙のとおり。）。

名称	区立伊皿子坂保育園	旧南麻布三丁目保育室
住所	三田4丁目19番30号	南麻布3丁目5番15号 1階

3 ニーズの把握方法

「みなとこども誰でも通園事業」の利用を希望する世帯の数や属性を分析するとともに、類似事業を利用している世帯の属性と比較をしながら、そのニーズを把握します。

また、利用する保護者に対しては、ニーズ把握を目的としたヒアリング調査を実施します。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月中旬	事業の区民周知、利用申請の受付開始
3月上旬	利用申請締切
3月中旬	利用者の抽選、内定
4月1日	みなとこども誰でも通園事業の開始

実施施設別の相違点

	区立伊皿子坂保育園	旧南麻布三丁目保育室
保育形態	通常の在園児と合同で保育を実施	本事業の利用児童のみで保育を実施
食事提供	通常の在園児と同様の給食及びおやつを提供	利用時に各家庭から、お弁当・おやつ・粉ミルク等を持参
定員	2人程度	20人程度
利用頻度	週2、3日の定期利用	
利用曜日	月～金の中から選択（固定） ※土日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）を除く。	
利用時間	午前9時～午後5時の範囲で選択（時間は月単位で固定） ※延長保育の提供はなし。	
利用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日 ※年度単位で登録。	
利用料	1,500円/5時間以内 3,000円/5時間超	1,100円/4時間未満 1,650円/4時間以上6時間未満 2,200円/6時間以上8時間以下
	※生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯、第二子以降の子どもは利用料を免除。また、本事業は幼児教育・保育の無償化の対象。	
利用者決定方法	区の窓口、郵送及び電子申請サービスにより利用申請を受け付け、受入予定数を超える申込みがあった場合は、抽選により利用者を決定。	